

学校法人桜美林学園評議員報酬規程

令和3年3月6日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人桜美林学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第60条第1項の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員に対して、1評議員会当たり20,000円（税込）の日当を支給する。ただし、次の各号については当該各号の通りとする。

(1) 理事選任機関、評議員選考委員会及び理事・評議員協議会の構成員に選任された評議員の日当は、1会議当たり20,000円（税込）とする。

(2) その他、評議員業務として出勤した場合の日当は、1会議当たり10,000円（税込）とする。

2 前項第2号について、当該者が学校法人桜美林学園（以下「法人」という。）の専任職員の場合は、支給しない。

(費用)

第3条 評議員に交通費又は出張旅費等を支給する。

(1) 評議員が、評議員会等に出席した場合の交通費は、1日につき10,000円を支給する。ただし、オンラインでの出席の場合は支給しない。

(2) 交通費実費が前号の金額を上回る場合は、実費を支給する。

(3) 評議員が職務執行のため出張した場合は、当該評議員に対して旅費を支給する。出張旅費の額は、学校法人桜美林学園海外旅費規程及び学校法人桜美林学園内国旅費規程を準用するものとする。

(4) 評議員が職務執行のために必要な旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

2 前項第1号及び第2号について、当該者が法人の専任職員の場合は、支給しない。

(公表)

第4条 法人は、この規程を法人のホームページに公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。